

いちき串木野市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1 基本的事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、いちき串木野市地域公共交通会議設置要綱(平成 30 年いちき串木野市告示第 92 号)に基づき設置されたいちき串木野市地域公共交通会議(以下「発注者」という。)が実施する「いちき串木野市地域公共交通計画策定業務」(以下「本業務」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 委託業務名

令和 5 年度いちき串木野市地域公共交通計画策定業務

(3) 委託期間

委託契約締結後から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 業務対象範囲

いちき串木野市全域(必要に応じ周辺地域を含める。)

(5) 計画期間

本業務で策定する「いちき串木野市地域公共交通計画」(以下「本計画」という。)の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までとする。

(6) 事業目的

いちき串木野市では、市が委託運営しているコミュニティバス 2 路線及びデマンド型のタクシー 4 路線のほか、民間バス事業者が運行する路線バス、離島である甬島を結ぶ航路、JR 九州の鉄道が地域公共交通として運行されている。

また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり・健康・教育等の様々な分野でも大きな効果が期待されている。

しかし、一方では新型コロナウイルス感染症や人口減少等による公共交通利用者の減少や運行維持費の負担増加、運転手不足問題など、見直すべき課題を抱えている。

こうした状況を解決するために、現行の「いちき串木野市地域公共交通網形成計画(平成 31 年 3 月いちき串木野市策定)」や「交通政策基本計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)」の内容を踏まえ、地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに、多角的な観点から、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る公共交通のマスタープランとなる本計画の策定を本業務の目的とする。

2 業務内容

(1) 地域内の公共交通等に関する現状把握

① 地域特性・社会動態の整理

人口動向(総人口、地区別、年齢別、将来人口等)や主要施設等設置状況(病院、公共施設、商業施設、教育施設等)、交通特性など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

②地域輸送資源の現状分析

鉄道、地域間幹線系統路線バス、コミュニティバス（いきいきバス）及びデマンド型のタクシー（いきいきタクシー）などの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、運行収支など整理する。また、運転免許証自主返納やスクールバスなどの利用実績等を整理する。

③関連計画の整理、分析

国及び県の法令・計画等を確認し、本計画との関連性を整理する。また、いちき串木野市の上位・関連計画（第2次いちき串木野市総合計画、いちき串木野市都市計画マスタープラン、いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1次いちき串木野市地域福祉計画等）を収集し、いちき串木野市の公共交通政策の位置付けを明確にし、関連分野との連携等について整理・把握する。

(2) 公共交通の利用実態、ニーズ把握調査

①市民・高校生等アンケート調査分析

日常的な移動状況、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在需要とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民（3,200人想定）・高校生（3校）・市内3駅及び串木野新港利用者へのアンケート調査の分析を行う。

なお、調査の実施及び実施に伴う費用の負担は地域公共交通会議が行い、受託業者は、調査の企画、調査結果の集計・分析を行うこととする。

②コミュニティバス及びデマンド型のタクシー利用者アンケート調査分析

コミュニティバス及びデマンド型のタクシー利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（目的、頻度など）や運行サービスに対する満足度を把握するため、アンケート調査の分析を行う。

なお、調査の実施及び実施に伴う費用の負担は地域公共交通会議が行い、受託業者は、調査の企画、調査結果の集計・分析を行うこととする。

③交通事業者アンケート調査

鉄道やコミュニティバス及びデマンド型のタクシー受託事業者、地域間幹線路線バス事業者、タクシーなど交通事業者を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しにあたって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。回答後、必要に応じて、ヒアリングを行う。

④地区まちづくり協議会ヒアリング及び意見交換会の開催

市内地区内における日常的な移動状況、公共交通の利用状況及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在需要とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市内16地区の地区まちづくり協議会にヒアリングを行う。

また、調査結果を踏まえ、既存の公共交通体系に課題があり、見直しの優先度が高い地区を6地区程度選定し、意見交換会を開催する。

(3) 地域公共交通の役割と課題の整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズ、交通事業者の現況等から地域公共交通の役割や課題を整理する。

(4) 地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

前項で整理した課題を踏まえ、上位・関連計画との整合性を図りながら、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を設定する。

また、地域公共交通確保維持改善事業などの助成制度の活用や交通政策基本計画の基本方針にある「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」の実現に向けて、本市の地域公共交通の目指すべき姿や方向性を設定する。

(5) 目標達成のための施策・事業、資金面の検討・提案

設定した目標を達成するために、具体的な施策・事業の検討・提案（先進地事例やスクールバスなどの交通資源の活用を含む）を行い、P D C Aサイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

(6) いちき串木野市地域公共交通計画（案）の作成

前項までの内容や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の記載事項などを踏まえ、作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

いちき串木野市地域公共交通計画（案）に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントを実施するための支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。

(8) いちき串木野市地域公共交通会議の運営支援

5回程度開催予定のいちき串木野市地域公共交通会議の資料作成、議事録作成など、必要な支援を行う。

(9) 計画的な工程管理、打合せ協議等

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。また、業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、市と受託者は常に綿密な連絡を取り、適切な業務遂行を図ることとする。

3 業務に関する補足事項

作成する資料は、市民からも見やすく、読みやすく、わかりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

4 成果品

(1) 業務の成果品は以下のとおりとする。

- ① いちき串木野市地域公共交通計画 100部（A4版カラー、100ページ程度）
- ② いちき串木野市地域公共交通計画（概要版） 100部（A4版カラー、20ページ程度）
- ③ 業務報告書（各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む）2部

④ 上記資料の電子データ一式（CD-R等） 2部

※印刷物として提出するものは、全てA4版とする。

※電子データは、いちき串木野市のPC環境でデータ加工可能な形式及びPDF形式で納入すること。

(2) 業務の成果品の納入先は、いちき串木野市地域公共交通会議事務局（いちき串木野市水産商工課商工係）とする。

5 その他留意事項

(1) 業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得れば認める。

(2) 業務における成果については、全ていちき串木野市地域公共交通会議に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(3) 業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(4) 業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議の上、別途定めるものとする。

(5) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正することとする。